明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第十二条～第二十九条　（略）

（総務部に置く課）

第三十条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

渉外広報課

企画課

経理課

（総務課の所掌事務）

第三十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四　機構及び定員に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。

七　地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

（用地総括課の所掌事務）

第六条の十　用地総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びに地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に係る用地の予算の管理に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（用地審査課の所掌事務）

第六条の十一　用地審査課は、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関する事務をつかさどる。

（用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務）

第六条の十二　用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関すること。

二　前号に掲げる事務に伴う損失補償に関すること。

三　中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借入に関すること。

2　用地補償第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

（中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務）

第六条の十三　中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第二十九条に基づき、第六条の六第一号から第四号まで、第六条の七第一号及び第二号、第六条の八第一号から第三号まで、第六条の十第二号から第四号まで、第六条の十一並びに第六条の十二第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

第七条～第二十四条　（略）

（新設）

（新設）